

# 初期真宗教団の特質

細川 行信

はじめに

親鸞を宗祖と仰ぐ真宗の教団は、その初めより「御同朋・御同行」の、いわゆる同朋教団として伝統されてきたが、それは、かつて親鸞が東国伝道を通して培われた「あなかのひとく」を基盤とするものであった。こうした初期の教団について、『歎異抄』には「親鸞は弟子一人もたずさふらう」といい、さらに「つくべき縁あればともなひ、はなるべき縁あればはなる」と載せる。すなわち、それは人為的に組織された教団でない事を語ると共に、親鸞の下に集まる人たちを「専修念仏のともがら」として、師源空による一向専修の念仏者であることも留意しなければならぬ。而して、後世その真宗教団が、源空を祖とする浄土宗教団と区別して、ひろく「一向宗」あるいは「門徒宗」と呼ばれたことは、そこに親鸞が「真宗興隆大祖」と源空を仰ぐところが、さらに親鸞の廟堂を中心とする「大谷門徒」より本願寺教団へと展開するなかでも相承されてきた。実は、こうした真宗教団の理念を志願しながら、いかに初期教団が経営されていったか、具体的に史料をあげて考察してみたい。

承元元年（一一〇七）の専修念仏停止の弾圧によって、遠く越後へ流された親鸞は「非僧非俗」の場に立ち、みずから「禿」の字をもって姓とした。即ち、この『教行信証』後序の告白は、『歎異抄』にはそのまま巻末の記録中に載り、おわりに「流罪以後愚禿親鸞令書給也」と誌す。かくて、そこに始められた沙弥生活は、在家業縁の中での念仏生活であり、それは又、かつて六角堂の救世菩薩の告命（「行者宿報」の文）に示唆されると共に、ついで師源空の三回忌にあたる建保二年（一一二四）に「越後国より常陸国に越て」（『親鸞伝絵』下の二）と、いわゆる入関して伝道することこそ「救世菩薩の告命を受し往の夢、既に今と符合せり」（同上）と伝えられしものである。しかも、この師恩を念報する伝道は、師源空の遺誠（没後二箇条事）にもとづくものと思われる。これについて、親鸞は二箇条中その第一条のみを、そののち『西方指南抄』中末に収めている。今、その部分を左に示そう。

一 葬家追善事

右葬家之次第、頗有<sub>レ</sub>其採旨、有<sub>レ</sub>籠居之志、遺弟同法等、全不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>群<sub>レ</sub>會一所<sub>レ</sub>者也。其故何者、雖<sub>レ</sub>復似<sub>レ</sub>和合<sub>レ</sub>集則起<sub>レ</sub>鬭諍、此言誠哉、甚可<sub>レ</sub>謹慎。若然者我同法等、於<sub>レ</sub>我沒後、各住各居、不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>會、鬭諍之基由、集會之故也。羨我弟子同法等、各閑住<sub>レ</sub>本在之草庵、苦<sub>レ</sub>祈<sub>レ</sub>我新生之蓮台、努々群<sub>レ</sub>居一所、莫<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>諍論<sub>レ</sub>起<sub>レ</sub>忿怨<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>恩志<sub>レ</sub>之人、毫末不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>違者也。兼又追善之次第、亦深有<sub>レ</sub>存旨、囑<sub>レ</sub>念<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>・寫<sub>レ</sub>經等善、浴室・檀<sub>レ</sub>施等行、一向不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>之。若有<sub>レ</sub>追善報恩之志、人<sub>レ</sub>唯一向可<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>念<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>。平生之時、既付<sub>レ</sub>自行化他、唯局<sub>レ</sub>念<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之一行、破没之後、豈為<sub>レ</sub>報恩追修、寧難<sub>レ</sub>自余之衆善<sub>レ</sub>哉。但於<sub>レ</sub>念<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>尚<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>用心。或眼閉之後、一晝夜自<sub>レ</sub>即時<sub>レ</sub>始<sub>レ</sub>之、標<sub>レ</sub>誠<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>心、各可<sub>レ</sub>念<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>中陰之間、不<sub>レ</sub>斷<sub>レ</sub>念<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>、動<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>懈<sub>レ</sub>倦、各還闕<sub>レ</sub>勇進<sub>レ</sub>之行。凡沒後之次第、皆用<sub>レ</sub>真<sub>レ</sub>實<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>棄<sub>レ</sub>虛<sub>レ</sub>妄<sub>レ</sub>行、有<sub>レ</sub>志<sub>レ</sub>之倫勿<sub>レ</sub>乖<sub>レ</sub>遺言<sub>レ</sub>而已。

なお、望西楼了慧の集録『漢語燈録』卷十所収の「不可諱論房舎・資具・衣鉢・遺物等事」の一条を、『指南抄』に載せていないことは、それが特定の弟子への遺産相続に関する箇条であるための省略であり、したがって、親鸞にとっては、前掲の一条こそ遵守すべきものであったと思われる。しかも、それは『漢語燈録』の末尾には「建久九年四月八日 釈源空在御判」と記されることからすれば、すでに梅原隆章氏が「この建久九年は親鸞二十六歳、吉水入室の三年前である。従って親鸞入室の当初からこの遺誠を肝に銘じていたものと思われる」<sup>(1)</sup>と指摘されたごとくである。すなわち、遺弟同法等が、なき師を慕うて京都へ集中することなく、各地それぞれの草庵に散在するように誠めると共に、各所において諸善・諸行を積み励むのでなく、唯ひとえに念仏の一行を専修するように論ずるものである。こうした遺誠のころを窺うとき、かつて師源空より『選択集』の付属をうけ、さらに真影の図画という、他に例をみない恩厚を蒙った親鸞の場合、遺誠にしたがって新しい天地を求め、家族を伴っての伝道へと決意されたに違いない。この際、なぜ東国とくに常陸へと入られたかについては、かつて論考を発表した事がある<sup>(2)</sup>。すなわち、私見によれば、当時、鎌倉を中心とした相模・武蔵・上野・下野など、比較的早く開けた地方には、幕府の御家人で源空の弟子となっていた人たち（武蔵国の甘糟忠綱・熊谷直実・津戸為守、上野国の大胡隆義・藺田成実、下野国の宇都宮頼綱など）があり、それぞれ所領地での専修念仏の普及がみられるが、いわゆる後進地区の常陸の奥郡（那珂川流域の北方、那珂東・西、久慈東・西、佐都東・西、多珂の七郡）は、旧仏教の陋習に閉ざされて生活する多くの「あなかのひとく」<sup>(3)</sup>『唯信鈔文意』・『一念多念文意』の奥書）があった。こうした地方へ親鸞が移住されたことも、先の遺誠に照らして推考するとき、その後の二十年に及ぶ伝道は、まさに「あなかのひとく」と共に自行化他の道を歩む、自信教人信の実践であったと申さねばならない。

かくて、東国に誕生した教団について、真宗史学の創始者である山田文昭先生は、同信門侶の教団を「他力の信心を得る人は、如来の本願を敬ひ信じてよろこぶから、即ちわが親しい友であるといふ考へに基くのであって、こゝに自

然に生れて来た教団は自分一個の力で開拓した自己中心のものではなく、全く如来より賜った如来の教団であった<sup>(3)</sup>

と述べておられる。ここに、いうところの「如来の教団」とは、覚如の『口伝鈔』に「みな如来の御弟子」とある表現と同意で、それは曇鸞の申された「同一念仏無別道<sup>シテヤガ</sup>故遠通<sup>ニクズレ</sup>夫四海之内皆為兄弟<sup>ト</sup>也<sup>ト</sup>」(『論註』下)の理念にもとづくものであろう。すなわち、同一念仏の法の下、共に同じ道を歩むところの「同朋」・「同行」の教団であるが、それは念仏教団以外の人達と一体どのような立場の相違があろうか。まず、この点を確めてみたい。

これに関して、かつて親鸞の吉水時代、聖道門側よりの専修念仏停止のなかで、元久元年(一一〇四)の山門訴状に対する、源空の側でしたためた七箇条にわたる制誡(十一月七・八・九日にわたり門弟署名)には、そのころ「練空」の諱であった親鸞も、二日目に署名している事は周知の通りである(原本は變職二尊院蔵)。しかも、それが『西方指南抄』中末に収められ、後に覚如が『改邪鈔』に二箇所にわたって「七箇条の御起請文」を引いていることは、本願寺教団への変遷期にあっても、なお教団の準拠すべき制誡であったものと思われる。而して、その中の一つは、既に『教異抄』にも「諍論のところにはもろくの煩惱おこる、智者遠離すべきよしの証文」(一一二)として記載される。よって、ここに七箇条制誡に注目しなければならぬが、とくに基本的なものは第一条と第二条であり、全七箇条は此の二条に集約される如くである。今、その両条を『西方指南抄』より引文しよう。

一、普告<sup>クハク</sup>、于<sup>ニ</sup>子<sup>ノ</sup>門<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>念<sup>フ</sup>仏<sup>ノ</sup>上人<sup>ノ</sup>等<sup>一</sup>

可<sup>ク</sup>下<sup>ラ</sup>止<sup>ム</sup>未<sup>ダ</sup>窺<sup>ハ</sup>ニ<sup>ハ</sup>一<sup>ノ</sup>句<sup>ノ</sup>文<sup>ヲ</sup>奉<sup>ル</sup>破<sup>ル</sup>眞<sup>ノ</sup>言<sup>ヲ</sup>止<sup>ム</sup>觀<sup>ヲ</sup>謗<sup>シ</sup>余<sup>ノ</sup>仏<sup>ノ</sup>菩薩<sup>ヲ</sup>事

右<sup>ニ</sup>至<sup>リ</sup>立<sup>テ</sup>破<sup>ル</sup>道<sup>ノ</sup>者<sup>、</sup>学<sup>生</sup>之<sup>ノ</sup>所<sup>ノ</sup>經<sup>也</sup>、非<sup>ニ</sup>愚<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>境<sup>界</sup>、加<sup>シ</sup>之<sup>ノ</sup>誹<sup>謗</sup>正<sup>ノ</sup>法<sup>、</sup>免<sup>レ</sup>除<sup>ル</sup>彌<sup>陀</sup>願<sup>、</sup>其<sup>ノ</sup>報<sup>當</sup>墮<sup>ニ</sup>那<sup>落</sup>、豈<sup>ニ</sup>非<sup>ズ</sup>癡<sup>闇</sup>之<sup>至</sup>哉

一、可<sup>ク</sup>下<sup>ラ</sup>止<sup>ム</sup>以<sup>テ</sup>無<sup>ク</sup>智<sup>ノ</sup>身<sup>ニ</sup>對<sup>シ</sup>有<sup>ク</sup>智<sup>ノ</sup>人<sup>ニ</sup>遇<sup>フ</sup>別<sup>レ</sup>行<sup>輩</sup>好<sup>ク</sup>致<sup>ス</sup>諍<sup>論</sup>事

右論義者、是智者之有也、更非愚人之分。又諍論之処、諸煩惱起、智者遠<sup>ニ</sup>離<sup>ル</sup>之<sup>ニ</sup>百<sup>ノ</sup>由<sup>ノ</sup>句<sup>也</sup>。況<sup>テ</sup>ニ<sup>ハ</sup>一向<sup>ノ</sup>念

## 仏之行人<sup>二</sup>乎

以上の二条について、その意趣をうかがうと、まず第一条では、念仏者は真言止観を破ったり、余仏菩薩を誘ってはならない旨をあげ、相手を論難することは「学生」すなわち聖道門の学僧のすることであって、「愚人之境界」たる念仏者の行うべきことでなく、こうした正法の誹謗は弥陀の本願に除かれるものであるとする。さらに第二条では、無智の身である念仏者が有智の聖道門の人々と好んで諍うべきでない旨をあげ、「愚人之分」として決して行つてはならないものとして、若しこうした論義の起る場合は、その場所から遠く離れるようにと諭される。すなわち、ここに示されていることは、聖道門に対する浄土門の専修念仏者、その念仏者の立場が「愚人」の分際にあることを明かすものである。而して、この「愚人」の立場は、醍醐本『法然上人伝記』（三心料簡事）の中に「凡聖道門極智恵<sup>一</sup>離<sup>二</sup>生死<sup>三</sup>、浄土門還愚癡<sup>一</sup>生<sup>二</sup>極楽<sup>一</sup>。所以趣<sup>二</sup>聖道門<sup>一</sup>之時、瑩<sup>三</sup>智恵<sup>二</sup>守<sup>三</sup>禁戒<sup>一</sup>、淨<sup>二</sup>心性<sup>一</sup>以為<sup>三</sup>宗。然入<sup>二</sup>浄土門<sup>一</sup>之日不<sup>レ</sup>憑<sup>二</sup>智恵<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>護<sup>二</sup>戒行<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>調<sup>二</sup>心器<sup>一</sup>、只々無<sup>二</sup>甲斐<sup>一</sup>成<sup>二</sup>無智者<sup>一</sup>憑<sup>二</sup>本願<sup>一</sup>願<sup>二</sup>往生<sup>一</sup>也」と載せ、源空みずから「われらはこれ烏帽子もきざるおとこ也。十悪の法然房が念仏して往生せんといひてゐたる也。又愚癡の法然房が念仏して往生せんといふ也。安房の助といふ一文不通の陰陽師が申す念仏と、源空が念仏とまたくかはりめなし」（『和語燈録』五）とあり、また常の仰として伝える「源空は智徳をもて人を化するなを不足なり、法性寺の空阿弥陀仏は、愚癡なれども、念仏の大先達として、あまねく化導ひろし。我もし人身うけば、大愚癡の身となり、念仏勤行の人たらむとぞ仰られける」（『法然上人行状絵図』四八）とあること等によって、師源空の宗教的立場が明瞭に知られる。そして、これは親鸞にそのまま受け継がれたことは、「愚禿」の名告りの上に確認されるが、さらに文応元年（一二六〇）十一月十三日の消息にも、あきらかに示されている。すなわち、その文中に「故法然聖人は浄土宗のひとは愚者になりて往生すと候しことを、たしかにうけたまはり候しうへに、ものもおぼえぬあさましき人々のまいるたるを御覧じては、往生必定すべしとて、えませたまひしをみまいらせ候き」（『末燈鈔』六）とあるが、当時すでに八十八歳であつた親鸞

は、とおく五十年以上も前に恩師より常の仰として聞かれた「愚者になりて往生す」という「愚者」の立場こそ、専修念仏者の依るべき基盤として明かすものであろう。すなわち、それは前掲『三心料簡事』に示す「還愚癡」ということであり、これについて『法然上人伝法絵』（高田本）には、聖覚法印の唱導として次のごとき記載がある。

それ愚痴にかへるといふは、法蔵比丘の昔の時成就衆生の願をたて給しおり、すべて罪障深重のたぐひ、濁世末代の愚鈍のやから、生死の尽期なからむ事をふかく悲て、五劫思惟の室のうちに、観念坐禪布施持戒等のわづらはしき諸の行をさしおきて、易行易修の称名をもて、本願として、普く一切の下機に应じ給へり。一念なお得生の業也。況や多念おや。五逆むねと正機なり、況や軽罪の人をや。これによりて超世の誓願となづけ、又は不共の利生と称す。ふかくその願を信じて名号を称念すれば、愚癡を論ぜず持戒破戒を簡す、十は十ながらむまれ、百は百ながらむまる。しかのみならず、釈迦憇憇の付属、諸仏一味の証誠は、たゞ名号にかぎりて観仏に通ぜず。指方立相してあへてふかきことほりをあかさず。無智の義文ことほり必然なり。たゞ信じて行ずるよりほかには義なきをもて義とす。但もとより智慧ありて弥陀の内証、外用の功德、極楽の地下地上の莊嚴等を観ぜんおほ、必ずしも遮せず。いま論ずるところは、義理観念をもて宗として、但信称名の行者をかたくなはしく、これを非するを解する也。かの聖道門の先徳明哲、浄土門に入て宗意をあきらめて其心をうれば、本願の奥旨往生の正業、併ら口称念仏也と見ひらきぬる上は、浄土経の所説の観仏三昧すらなほもて廃す。いかにいはむや、他宗のふかき観においてをや。只称名のほかにはその他事をわする。かるがゆへに、浄土の機は愚痴にかえるとはいふ也。このように、くわしく還愚のころを説明するが、それは後に「これみな上人の教誡」すなわち源空の教誡として示されたところに重要な意味があろう。しかも、その中には「たゞ信じて行ずるよりほかには義なきをもて義とす」という、いわゆる無義為義の表現もみられ、無義為義の法と還愚の機との表裏一体する師訓を念ぜずにはおれない。したがって、こうした師訓にもとづく真宗教団は、在家業縁のなかに同法の門徒として生まれたものというべく、親

鸞に先立つ五十年前になくなった恩師の墓所に近く、同じ東山大谷の地に設けられた祖墳は、十年後に改葬して廟堂の建立されたことは、『親鸞伝絵』（下の七）に次のごとく記載される。

文永九年冬比、東山西麓鳥部野北、大谷の墳墓をあらためて、同麓より猶西、吉水の北辺に、遺骨を掘渡で、仏閣をたて影像を安ず、此時に当て、聖人相伝の宗義いよ／＼與じ、遺訓ますます盛なること、頗在世の昔に超たり、すべて門葉国郡に充満し、末流処々に遍布して、幾千万といふことをしらず、其稟教を重くして彼報謝を抽る輩、縉素老少面々あゆみを運て、年々廟堂に詣す

これによれば、文永九年（一二七二）冬のころ祖墳の移転が行われたという。実は、その地については『専修寺文書』の中に正安三年十二月の「僧唯善謹言上」状に「右件坊地者、親父禅念相伝私領也、而吾祖親鸞、為法然上人弟子、伝浄土深義、勸末世浅機、仍禅念以帰敬仏法、祖師没後、於別相伝大谷敷地、去文永第九曆与門弟等、合力建立一草堂、安置彼影像、同十二年死去畢」とあって、禅念相伝の大谷敷地に草堂が建てられ、親鸞の影像が安置された事を知りうる。すなわち、ここに大谷本廟が創立することとなったが、その本廟草創から本願寺成立までの沿革については、かつて山田文昭先生が専修寺と本願寺の文書類により、詳細にわたって論考された（『真宗史之研究』の「大谷本廟創立考」）。而して、特に廟堂の留守職をめぐる「大谷本廟の御影堂と御影像とは門弟の共有で、敷地の所有権は覚信尼公にあったが、建治三年に至って尼公は之を御影堂に寄進し、堂像と共に永く門弟の共有とした」と申される。しかし、これは覚信尼の「しんらん上人のゐる中の御でしたちの御中」へ宛てた寄進の通告状を熟読する時、覚信尼の寄進は尼が廟堂（影堂）の永代護持を念じ、親鸞の御墓所（廟地）に寄進したもので、親鸞を祖と仰ぐ門徒・教団の公有にしたものと理解する。かくて、覚信尼は東国在住の「ゐる中の御でしたち」に代って廟堂すなわち影堂を守護する、いわゆる影堂留守職を留保し、日常生活をば「ゐる中の人々の御心ざしのもの」による保障を願われた事は、その最後状（案）によって確められる。それ故、覚信尼より覚恵をへて覚如への血縁による留守職は、もともと法

を同じくする門徒が東国に居住するため、代って本廟守護に当たたる事となったが、実は、そこに大谷本廟を媒介として、ひろく同法すなわち同朋の、血縁をつつむ血脈相承の真宗教団の特質を認めなくてはならない。

一一

浄土真宗の血脈をうかがう場合、それは源空が『選択集』に「浄土宗亦有<sub>ニ</sub>血脈<sub>ニ</sub>」として示された「依<sub>テ</sub>道綽・善導<sub>ノ</sub>一家<sub>ニ</sub>論<sub>スル</sub>師資相承<sub>ノ</sub>血脈<sub>ノ</sub>者<sub>ナリ</sub>」と明かす教義の系譜にもとづき、さらに三国にわたる師資の相承を以て、わが親鸞は『教行信証』の上に開顕された。而して、それは直接「よきひとのおほせ」を聞信した親鸞にとつて、師源空の滅後、その教法を知らない東国の「ゐ中の人々」に「じしんけう人しんなんちうてんきやうなむとて、身づから信じ人をおしへて信ぜしむる事、まことの仏おんをむくゐたてまつるものと信じながら……」（恵信尼書簡第五通）と、入関當時の夫親鸞について、後に恵信尼の消息中に誌されている事は注意すべきものであり、これと同じ時に書かれた一通（第三通）には、常陸の下妻幸井郷（現・下妻市大宝町坂井）における恵信尼の夢想が次の通り述べてある。

だうくやうかとおぼへて、ひんがしむきに御だうはたちて候に、しんかくとおぼえて御だうのまへにはたてあかししるく候に、たてあかしのにしに御だうのまへにとりゐのやうなるに、よこさまにわたりたるものに、ほとけをかけまいらせて候が、一たいはたゞほとけの御かほにてはわたらせ給はで、たゞひかりのま中ほとけのづくわうのやうにて、まさしき御かたちはみへさせ給はず、たゞひかりばかりにてわたらせ給、いま一たいはまさしき仏の御かほにてわたらせ給候しかば、これはなにほとけにてわたらせ給ぞと申候へば、申人はなに人とおぼえず、あのひかりばかりにてわたらせ給は、あれこそほうねん上人にてわたらせ給へ、せいしほさつにてわたらせ給ぞかしと申せば、さて又いま一たいはと申せば、あれはくわんおんにてわたらせ給ぞかし、あれこそせんしんの御房よ、と申とおぼえて、うちおどろきて候しにこそ、ゆめにて候けりとは思て候しか。さは候へども、さや

うの事をば人にも申さぬとき、候しうへ、あまがさやうの事申候らむは、げに／＼しく人も思まじく候へば、てんせい人にも申さで、上人の御事ばかりをばとのに申て候しかば、ゆめにはしなわいあまたある中に、これぞじちむにてある、上人をばしよ／＼にせいしぼさつのけしんとゆめにもみまいらす事あまたありと申うへ、せいしぼさつはちゑのかぎりにて、しかしながら、ひかりにてわたらせ給と候しか。とんくわんおんの御事は申さず候しかども、心ばかりはそのうちまかせては思まいらせず候しなり

以上、すこしく長きにわたって引文したが、そこに記される「御だう」・「たてあかし」・「とりゐ」などの表現より、同じ下妻の大宝八幡宮に参詣しての夢想と思われる。それは社伝によると、草創は古く大宝元年に藤原時忠が宇佐八幡宮を勧請したといひ、鎌倉初期に「下妻宮」<sup>(6)</sup>として栄えていた事が知られる。もし想像するならば、たまたま下妻宮の祭礼(現在は三月十五日と八月十五日に行われる)に出あつての縁によるものではなからうか。しかし、それは兎も角として、恵信尼が勢至の化身たる恩師源空を夢に拝んだ事を「じちむ」(実夢)として喜ばれた事は、そこに親鸞の師恩を通しての仏恩を念報する、ふかき敬虔感情の程を偲ばずにはおれない。

ところで、親鸞における報仏恩としての伝道は、晩年に書写・付与した『唯信鈔文意』や『一念多念文意』の跋文にみえる「あなかのひと／＼の文字のこゝろもしらず、あさましき愚癡きわまりなき」人々こそ、その対象とされる基盤であったが、このことは、さらに『歎異抄』に「うみ・かわに、あみをひき、つりをして世をわたるものも、野やまにし／＼をかり、とりをとりに、いのちをつぐともがらも、あきなるをし、田島をつくりてすぐるひとも」(二三)と、額に汗しながら働く階層こそ、とくに対象の基盤となる「あなかのひと／＼」であつたに違いない。このことは、源空の門下中、弁長や証空などが武士階級を基盤としたのに対して、あきらかに相違する事が認められよう。しかも、親鸞晩年の書簡によれば「そらごとをまふし、ひがごとにあふれて、念仏の人々におほせられつけて、念仏をとゞめんと、ところの領家・地頭・名主の御はからひどものさふらふらんこと、よくよくやうあるべきことなり」(御消息集)

九)と、在地の権力者による念仏の弾圧が「よくよくやうあるべきこと」として、その理由を次に「そのゆへは、釈迦如来のみことには、念仏する人をそしめるものをば、名无眼人とゞき、名无耳人とおほせおかれたることにさふらふ。善導和尚は五濁増時多疑謗、道俗相嫌不用聞、見有修行起瞋毒、方便破壊競生怨と、たしかに釈しおかせたまひたり」と経釈の文証であげる。しかも、それに続いて「この世のならひにて、念仏をさまたげん人は、そのところの領家・地頭・名主のやうあることにてこそさふらはめ、とかくまふすべきにあらず」と、つねに弾圧の試練をへて、正法は広く深く伝わっていく事を示された。実は、このことは建永二年(一〇月二五日、承元改元)の弾圧によって、恩師源空が四国配流に際し「流刑さらにうらみとすべからず、そのゆへは、齡すでに八旬にせまりぬ、たとひ師弟おなじみやこに住すとも、娑婆の離別ちかきにあるべし。たとひ山海をへだつとも、浄土の再会なむぞうたがはん。又いとふといへども存するは人の身なり。おしむといへども死するは人のいのちなり。なんぞかならずしもところによらんや。しかのみならず念仏の興行、洛陽にしてとしひさし、辺鄙におもむきて、田夫野人をすゝめん事季来の本意なり。しかれども時いたらずして、素意いまだはたさず。いま事の縁によりて、季来の本意をとげん事、すこぶる朝恩ともいふべし」(『法然上人行状絵図』三三)と述べ、つづいて「この法の弘通は、人はとゞめむとすとも、法さらにとゞまるべからず」と申された事は、正法の久住を志念する上で特に注目される。すなわち、権力者よりの念仏者弾圧は、弾圧される側よりすれば、苦しく難儀な事といわねばならないが、実は、こうした弾圧こそ「无眼人」・「无耳人」で、それ故に念仏を「疑謗」するものであって、それは仏願からすれば悲しき存在といわなくてはならない。したがって、親鸞書簡には先掲の文に引きつづき「念仏せんひとゞは、かのさまたげをなさんひとをば、あはれみをなし、不便におもふて、念仏をもねんごろにまふして、さまたげなさんを、たすげさせたまふべしとこそ、ふるぎ人はまふされさふらひしか」と、念仏を妨げる謗法の人たちをも助けるよう、既に古徳(今の場合、直接的には源空)の申されたところである。すなわち、これらの資料にもとづいて考察する時、源空の浄土開宗以来、専修念仏は弾圧を試練として弘通

されると共に、疑謗する者をも救済せずにはおかない本願の念仏であり、これについて『選択集』には「弥陀如来、法藏比丘之昔、被<sub>レ</sub>催<sub>ニ</sub>平等慈悲<sub>一</sub>、普<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>撰<sub>ニ</sub>於一切<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>以<sub>ニ</sub>造像・起塔等<sub>一</sub>諸行<sub>一</sub>、為<sub>ニ</sub>往生本願<sub>一</sub>、唯<sub>レ</sub>以<sub>ニ</sub>称名念仏一行<sub>一</sub>為<sub>ニ</sub>其本願<sub>一</sub>也」(三・本願章)と述べられる。かくて、その「平等慈悲」たる如来の大悲は、あらゆる相対を超えて選択摂取し、逆・謗の機をも不捨する力用として、親鸞は『教行信証』のおわりに「若見<sub>ニ</sub>聞斯書<sub>一</sub>者<sub>一</sub>信順<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>因疑謗<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>縁信染<sub>一</sub>彰<sub>ニ</sub>於願力<sub>一</sub>妙果<sub>一</sub>顯<sub>ニ</sub>於安養<sub>一</sub>矣」(後序)と誌す。而して、この信順と疑謗の因縁については、親鸞が晩年に何度も書写して、東国の同朋に推奨した『唯信抄』の終わりに「これをみむひと、さだめてあざけりをなさむか。しかれども、信謗ともに因として、みなまさに浄土にむまるべし」とあり、後に了祥は「信謗ともに因として」を「往生要集ニハ華嚴經ノ心デ、ソシルモノモ逆縁ニソナハルデ聞セヨトアル。今其要集ノコ、ロデ、信謗トモニ因縁トナルト云、吾祖ノ御本書モ同<sub>レ</sub>之。逆縁ノ因トナルトハ地ニツマ付テ、コロンダモノガ、又地ニツイテ起キルト云。經ニ、タトヘガ有、ソシリテモ、ソシリタガ縁トナリテ、遂ニ聞クヤウニナル。虚空ヲコロンダモノハ、氣ノツキ場ガナイデ起キラレヌ。仏ニトント無縁ノモノハ、シカタガナイト云事、ヨク聞ヘタリ」と講述している。今、その説明によれば、信・謗が順縁・逆縁となって皆共に往生すべき事を明かしている。これについて、特に承元の弾圧後十四年を経た承久の乱について、親鸞は「世にくせごとのをこりさふらひしかば、それにつけても念仏をふかくたのみて、世の(「世の」は西本願寺藏室町時代書写本による)いのりに、こゝろをいれて、まふしあはせたまふべし」(『御消息集』七)と願っている。すなわち、それは、かつて専修念仏を停止した主上・臣下が、今度は政変によって弾圧される身となった時、死生の帰依としての念仏に依憑せずにはおれない事実を示したものであろう。まさに聖覚が『唯信抄』を著わしたのは、こうした時期であった事は留意しなくてはならない。しかも、現存する親鸞書写の西本願寺と専修寺の両本共、本文に朱で圈発が付してあるので、拝読に用いられたものと思われる。これについて、当時における拝読の時を考えると、恐らく源空の命日にあたる「二十五日の御念仏(『御消息集』二三)の折、それぞれの道場で文字の読

める道場主が、参集の念仏者たちの前で拝読したものと推察する。なお、この集会の際、京都の親鸞の許へ送られる「念仏のすゝめのもの」(『御消息集』八)があつめられ、さらには「こゝろざしのもの」(『御消息集』一一・『末燈鈔』二〇)が出された事もあり、親鸞の滅後は二十七日(弘安三年十二月十一日本願創立文書)に「故上人之門徒人々」(同上)より大谷の廟堂へ届けられた事が知られる。

ところで、東国各地の門徒がそれぞれ集まる会所については、「すこし人屋に差別あらせて、小棟をあげてつくる」(『改邪鈔』)という道場のほか、如来堂や太子堂などの辻堂が利用されたようである。このうち、かつて親鸞が在住した常陸国すなわち現在の茨城県にある真宗寺院には、殆んど聖徳太子の木像(孝養像で鎌倉末期から室町時代の作が多い)を奉安する。このことは、東国における鎌倉時代の太子信仰とも関係するが、しかし、今も真宗を太子宗と呼ばれる事からも、単に信仰というだけにとどまらない。ここに、親鸞における太子讃仰の深さを究明する事によって、浄土宗より脱皮した真宗の特色があきらかとなる。実は、この件については前に「聖徳皇のめぐみ」<sup>(9)</sup>と「和国ノ教主」<sup>(10)</sup>の拙稿においてまとめたので、今はその結論だけを抽出すると、前稿においては、六角夢想の「行者宿報設女犯 我成玉女身被犯 一生之間能莊嚴 臨終引導生極楽」の文が、親鸞自筆「淨肉文」の補紙(末尾二行)紙背に同筆で書かれ、いわゆる肉食妻帯の文証とみられる。しかも、この夢想が、『親鸞伝絵』に「ひとへに真宗繁昌の奇瑞、念仏弘興の表示也」(上の三)として、さらに「稲田興法」の段(下の二)に「仏法弘通の本懐こゝに成就し、衆生利益の宿命たちまちに満足す、此時、聖人被仰云、救世菩薩の告命を受し往の夢、既に今と符合せり」と明かし、太子の告命は正しく念仏による仏法弘通を教示するものとされている。ここに専修念仏弾正における逆縁が「大師聖人源空もし流刑に処せられたまはずは、われ又配所に赴かむや、もしわれ配所におもむかずは、何によりてか辺鄙の群類を化せん、これ猶師教の恩致なり、大師聖人すなはち勢至の化身、太子また観音の垂迹なり、このゆへにわれ二菩薩の引導に順じて如来の本願をひろむるにあり、真宗因茲興し、念仏由斯煽也」と述べる。ところで、こうした記載は、それが覚

如(一二七〇)~(一三五二)によるものだけに史料的に疑問視する向きもあるが、しかし、それが初稿本すなわち永仁三年(一二九五)撰の『伝絵』に載せられる。これについて、時に二十六歳の覚如は満二年の東国巡見にもとづき、当時まだ生存する親鸞遺弟たちから聞いたことどもより、「偏為<sub>二</sub>知恩報徳<sub>一</sub>」(識語)撰述したことが知られる。したがって、それは親鸞の生涯を偲ぶ重要な資料と申さねばならない。さらに、後の論文においては、親鸞が太子に関する三種類・二百首にも及ぶ和讃をつくり、とくに「和国ノ教主」として尊崇された、愚禿親鸞のころを窺った。かくて、その求道の生涯の上に、観音の化身として太子を仰いだ事は、勢至の化身・源空よりの念仏の伝統と、観音の垂迹・太子よりの悲願の弘宣とを経緯として織りなされる非僧非俗の親鸞の誕生を通して、おのずからなる真宗教団の形成を考え、光明本尊に画かれた太子像についても少しく触れておいた。

以上、旧稿の論旨にも言及しながら、わが親鸞のごとき深き太子帰依の人はなく、それは特に十七条憲法にもとづく和讃より、太子の理想実現を願われたところに、大きな意義を感じるものである。すなわち、源空による浄土開宗のところが「凡夫の報土に生まるゝ」(『行状絵図』六)ことであり、太子の願われた和国の有情を救済せんため、「南無阿弥陀仏と申て、疑なく往生するぞと思とりて申」(『一枚消息』)す一向専修の念仏を、ひたすらに自信教人信するところに親鸞における報恩の生活がうかがわれる。この報恩感情は晩年いよいよ深まったようで、師源空の言行を『西方指南抄』として輯録したことや、さらには『正像末法和讃』の上にもよくうかがわれる。すなわち「弥陀の名号となえつゝ、信心まことにうるひとは、憶念の心つねにして、仏恩報ずるおもひあり」(草稿本の第五首)や「釈迦弥陀の慈悲よりぞ、願作仏心はえしめたる、信心の智慧にいらてこそ、仏恩報ずるみとはなれ」(第十首)、それに「如来大悲の恩徳は、身を粉にしても報ずべし、師主知識の恩徳も、骨をくだぎても謝すべし」(第卅五首)などによって知られよう。しかも、こうした親鸞における師主知識を通じた報仏恩のころは、おのずから東国の同朋をして親鸞に對する帰依の心を生起せしめずにはおかなかつた様で、その例を善性本『御消息集』第三通所載の蓮位添状中にも

とめる事ができる。今、その箇所を次にかかげよう。

そも／＼覚信坊の事、ことにあわれにおぼへ、またたふとくもおぼへ候。そのゆへは、信心たがはずしておはられて候。またたび／＼信心ぞんちのやういかやうにかと、たび／＼まふし候しかば、当時まではたがふべくも候はず、いよ／＼信心のやうはつよくぞんずるよし候き。のぼり候しに、くにをたちて、ひといちとまふしときやみいだして候しかども、同行たちはかへれなむどまふし候しかども、死するほどのことならば、かへるとも死し、とどまるとも死し候はむず。またやまひはやみ候ば、かへるともやみ、とどまるともやみ候はむず。おなじくばみもにてこそおはり候はむ、おわり候はめ、とぞんじてまいりて候也と、御ものがたり候し也。この御信心まことにめでたくおぼへ候。善導和尚の積の二河の譬喩におもひあはせられて、よにめでたくぞんじ、うらやましく候也。おはりのとき、南无阿彌陀佛・南无无导光如来・南无不可思議光如来となえられて、てをくみみしづかにおわられて候しなり

実は、この蓮位添状については前に私見を発表したことがある。すなわち、下野高田より京都の師親鸞に会うべく上洛の旅についた覚信房が、出発して間もなく「ひといち」という所で発病した。その時、彼の一途な願は何としても師の尊容を仰ぎ、直接み声に接したく、老軀に鞭うって漸く恩師の許へ到着する事ができた。この事について、蓮位は「二河の譬喩におもひあはせられて、よにめでたくぞんじ、うらやましく候也」と、覚信の行為が、まさに水火二河の中ひたすら白道をすすむ求道聞法のの人として、その感懐をもらしている。また、この覚信の子息と思われる慶信の上書(専修寺蔵)には、親鸞を「師主」といいあらし、「仏恩のふかき、師主の御どくのうれしさ、報謝のために、ただみなをとなうるばかりにて、日の所作とせず」と述べている。こうした同朋の師主親鸞を敬慕する感情は、親鸞滅後、遺弟たちによる影像の造立となり、これまでの道場におけると同様に報恩念仏が行われ、とくに祥月の十一月には報恩講が営まれる事となったが、これらは全て報仏恩の聞法会として長く伝えられる。

なお、集会の道場に本尊として用いられた名号本尊については、それが親鸞にはじまるものだけに、初期教団にとって重要な課題であるが、今は既に紙数を超過したので、次の機会にさせていたどころ。

- (1) 『親鸞伝の諸問題』二二八頁
- (2) 『真宗成立史の研究』第一章のうち第三節「東国移住と教団の基盤」
- (3) 『真宗教義及真宗史』の「真宗史要」二五頁
- (4) 山田文昭『真宗史之研究』三二頁
- (5) 『真宗成立史の研究』二〇三頁参照
- (6) 『吾妻鏡』（巻一二）建久三年九月十二日条に「常陸国村田下庄」として「下妻宮等」と割註あり
- (7) 『唯信抄聞記』第三八
- (8) 昭和五十三年度安居講録『唯信抄講讀』の第二章「本抄撰述の背景」参照
- (9) 『親鸞教学』一
- (10) 『親鸞教学』一八
- (11) 『真宗研究』第七輯所載「慶信宛蓮位添状の文中私見」